

二宮町公共施設再配置・町有地有効活用検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画（以下「実施計画」という。）の改定に関し必要な事項を検討するため、二宮町公共施設再配置・町有地有効活用検討委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施計画の改定内容について意見を述べること。
- (2) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 教育委員
- (5) 行政経験を有する者
- (6) 公募の町民

(報償費)

第4条 委員が委員会に出席した場合は、報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費は、出席に応じ、予算の範囲内で支給する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、実施計画の改定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、政策部施設再編課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。